

一〇七四年ケルン暴動に関する一考察

——中世ケルン都市共同体成立過程研究序説——

佐々木克巳

嘗てコンラート・バイアーレが中世ケルン都市法制研究の魅力とその難しさをローレライに喩えて美しく表現したことがあるが、それから半世紀の歳月が流れ幾多の研究が積み重ねられた今日に於てもなお、バイアーレのその嘆声はそのまま私達の嘆声である。

周知のようにケルンをその研究の出発点とも亦その主張の重要な論拠ともした⁽²⁾、ハンス・プラーニッツのあの劃期的な中世都市成立論⁽³⁾も、それがドイツ学界に定説の地位を誇り得た期間は必ずしも永くはなく、その長逝前後より、さまざまな観点からするプラーニッツ批判が次

次と提出されるに至っているのが、研究史の現段階であると言つてよい⁽⁴⁾。そうした批判の中には、単にプラーニッツの所論の妥当範囲を地域的・都市类型的に限定しようとする傾向だけではなく、一層プラーニッツに即しつつ彼の直接に研究の対象とした地域、実際にみていた類型の諸都市の成立事情についてさえ、異論を提示する動向が認められるのである。プラーニッツにとって中世都市成立の研究の言わばハイマートであるケルン自体についてすら、最近フランツ・シュタインバッハが「プラーニッツはケルン都市共同体の初期の歴史 Fröhgeschichte の積荷を一切、海中に投じてしまった。」⁽⁵⁾と批判し、ケルン都市共同体の起源がフランク時代の裁判共同体に溯

ことを強く主張しているのを、私達は知っている。

けれども、そこには確かに傾聴に値する発言が含まれているとはいえ、シュタインバッハの自負するような問題に対する最終的な結論として評価するに足るだけの説得性を、この論文が具えているとは考え難いばかりではなく、プラーニッツに対する彼の批判自体にも必ずしも射を射ているとは思われない点が認められるのである⁽⁶⁾。

従って、全くの初学者である私達としては、問題の余地をなお残していると思われる最新の成果を何か決定的なものとして鵜のみにするのではなく、これまでの研究史を私達に許される範囲内の的確に踏まえながら、自分なりに納得のいく問題の解明に一步ずつ近づいていく研究態度こそが、結論の如何とは一応別に、要請されるのであるまいか、と考える。本稿で私達が、ランベルト・フォン・ヘルスフェルトの『年代記』⁽⁷⁾を手がかりに、可能な限り従来の諸研究を検討しながら、一〇七四年暴動に関する考察を企てる意図は、そのような研究態度のささやかなる実践を通じて、私達の課題追究の前進のため、一つの橋頭堡を設定することに尽きている。

(1) Konrad Beyerle: Die Urkundenfälschungen des

Kölnher Burggrafen Heinrich III. von Arberg. Heidelberg 1913. S. 123.

(2) プラーニッツの研究は、債務保証及び強制執行、不動産登記簿制度、中世都市制度史の三分野にわたっているが、彼が中世都市制度史の研究に着手したのは、一九一九年、ケルン大学に転じてからのことであり、中世都市関係の本格的処女論文は一九三五年の「ケルン法とその分布」である。なお、中世都市研究を中心とするプラーニッツの生涯と業績については、機会を得てやや立入って論じたいと考えているが、差当って、ヘルマン・コンラートのネットワーク (ZRG. GA. Bd. 71, 1954) と Österreichische Geschichtswissenschaft der Gegenwart in Selbstdarstellungen, geleitet von N. Glass. 2 Bde. 1951. に収められている自伝を参照されたい。

(3) 中世都市関係のプラーニッツの主要業績(史料編纂等を除く)は次の六篇の論文と、研究の集大成を示す最後の遺著である。Das Kölner Recht und seine Verbreitung in der späteren Kaiserzeit. ZRG. GA. Bd. 55, 1935. Kaufmannsgilde und städtische Eidgenossenschaft in niederfränkischen Städten im 11. u. 12. Jahrhundert. ZRG. GA. Bd. 60, 1940. (鱈田豊之氏のすべれた邦訳『中世都市成立論』東京昭和三四年がある。) Frühgeschichte der deutschen Stadt. ZRG. GA. Bd. 63, 1943. Die deutsche Stadtgemeinde. ZRG. GA. Bd. 64, 1944. Zur Geschichte des städtischen Meierats. ZRG. GA.

Bd. 67, 1950. Studien zur Rechtsgeschichte des städtischen Patriziats. MJÖG. Bd. 58, 1950. Die deutsche Stadt im Mittelalter. Köln u. Graz 1954.

「ローマニシテ」の内容と問題点について、増田四郎『西欧市民意識の形成』増訂版東京昭和三十三年及び「ローマ」時代における都市および農村の変容」経済学研究六、増田豊之『ヨーロッパ封建都市』大阪昭和三十三年、「都市貴族と都市の成立」西洋史学一九、「都市貴族の起源について」史林三七の二、「さむゆる商業マネッサンスについて」史学雑誌六四の八に的確に説かれてゐる。就いて参照された。

(4) 「さむゆる」の動向を示す最近の注目すべき主要文献の「増田四郎」次をのべて著者にしてあげた。Edith Ennen: Neuere Arbeiten zur Geschichte des nordwesteuropäischen Städtewesens im Mittelalter. VSWG. Bd. 38, 1949. S. 48—69. (筆者未見) Dies.: Die Bedeutung der Kirche für den Wiederaufbau der in der Völkerwanderungszeit zerstörten Städte. Kölner Untersuchungen Bht. 2. 1950. S. 54—68. Dies.: Frühgeschichte der europaischen Stadt. Bonn 1953. Gisela Vollmer: Die Stadtentstehung am unteren Niederrhein. Bonn 1952. Franz Steinbach: Stadtgemeinde und Landgemeinde. Rhein. Vjsbl. Jg. 13, 1948. S. 11—50. Ders.: Der Ursprung der Köhner Stadtgemeinde. Rhein. Vjsbl. Jg. 19, 1954. S. 273—85. Wilhelm

Ebel: Der Bürgereid. Als Geltungsgrund und Gestaltungsprinzip des deutschen mittelalterlichen Stadtrechts. Köln u. Graz 1953. Karl Kroeschell: Weichbild. Untersuchungen zur Struktur und Entstehung der mittelalterlichen Stadtgemeinde in Westfalen. Köln u. Graz 1960.

(5) Steinbach: Ursprung. S. 273.

(6) 差引いて第四節(12)及び宮本孝吉『西洋中世都市の諸問題』東京昭和三十三年に對する林毅氏の書評「法制史研究」12所収を参照された。

(7) 「さむゆる」の『年代記』は、従来 Lamperti monachi Hersfeldensis opera, hrsg. v. Oswald Holder-Egger. MGH. SS. in us. schol. 1894. の中、「彼の他の著述(クヌムンハルト修道院の創始者聖ヘルムの伝記)「クルスメンハルト修道院史」とともに収められて、原典に接することが難しかったが、最近、羅獨対訳の史料集の一卷として刊行された。容易に入手するものが可能になった。Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Bd. XIII. Lamperti Monachi Hersfeldensis Annales. Berlin o. J. 1917. Lampert の筆記本。

II

中世ケルン都市共同体の成立事情が今日なお決着をみない多くの問題を遺している最大の理由は、何と言っ

でも、九―十一世紀のケルンに関する史料が極度に不足しているという、起源乃至成立を問題とする場合に研究者を常に苦しめる、あの制約にあると言つてよい。⁽¹⁾この時期の史料のうち今私達の引用することのできるものを幾つか年代順に挙げてみると、八三二年の一文書に、「キーウイタース・コロニアの周壁の内側に」⁽²⁾という文句が見られ、ローマ時代の周壁が民族移動期の後にも存在していたことを立証している。

その後ノルマンの侵寇によってケルンが破壊されたこと、そしてその破壊から復興したことを証明する史料として、『フルダ年代記』八八一年、八八三年の項にそれぞれ、

「その他に彼等〔ノルマン人〕は、キーウイターテス、アグリッピーナとブンナをば、教会・建物もろとも炎上させた。⁽³⁾」

「アグリッピーナは諸教会と諸修道院を除いて再建され、市の周壁は、市門・門の門・掛け金ともども修復された。⁽⁴⁾」

という記録がみえている。

九九四年にはオットー三世の特許状の中に、クッェド

リンブルクの市場のモデルの一つとしてケルンのそれが挙げられている。⁽⁵⁾

更にその歿年が一〇七〇年であることの知られているラントベルトの『聖ヘリベルトゥス伝』の中には、

「ケルンに隣接する地区の人は、商人ギルドの長〔一人〕によって捕えられ、直ちに役人に引渡される。⁽⁶⁾」

という記述がある。遅くとも一〇七〇年にはケルンに商人ギルドの存在したことを立証するものとして、ブラーニッツの重要視した史料である。⁽⁷⁾

後年の史料からの逆推⁽⁸⁾や地誌学的研究成果⁽⁹⁾の利用も無論わすれられてはならないが、しかしそれには、つきまとい易い危険や一定の限界の存在することを考慮するならば、概ね右に列挙したところから窺うことのできる断片的・散在的な史料の存在状況の中で、ランベルト『年代記』は、ケルン都市共同体の成立過程を考察しようとする場合に私達が無視することの絶対に許されない貴重な史料である、と言つてよい。既にわが国でも、植村清之助、増田四郎両博士のすぐれた業績が、この史料に拠つて一〇七四年暴動の経緯と意味について触れられてい⁽¹⁰⁾る。ただこの二つの雄篇では何れも遙かに広い視野から

この暴動を含むケルン都市共同体の成立過程が論及されているのであって、本稿はこの両先学の研究に導かれながらより限定されたテーマに関する私達の研究の序説的意味あい、一〇七四年暴動を検討し、都市共同体成立過程におけるその位置づけを試みようとするものである。

その前に、史料としてのランベルト『年代記』の性格とそれに伴う限界とを簡単に検討しておかなければならない。⁽¹¹⁾ 作者ランベルト・フォン・ヘルスフェルトの生涯については、最近に至るまでそもそも彼が実際にランベルトという名前を帯びていたかどうかさえ疑問視されていた程で、⁽¹²⁾ 不詳の点が多い。はっきりした生年も生地もわかっていないが、『年代記』自体の記述によるならば、彼は一〇五八年三月一日に、フルダと並び称せられる古い修道院ヘルスフェルトに入り修道士となったが、⁽¹³⁾ 皇帝と教皇の抗争の激しかった当時のドイツ政情の渦にまきこまれ、遅くとも一〇七七年にはヘルスフェルトを去り、シュテングルの最近の考証によれば、⁽¹⁴⁾ ハーズンゲン修道院に移ってそこで歿したという。『年代記』はこのハーズンゲン時代、恐らく一〇七七年から一〇八〇年にかけて執筆されたものである。年代記の慣例に従って天

地創造より筆を起してはいるが、叙述が詳細になり出すのは一〇四〇年以降のことであり、一〇七三年に至って初めて完全な叙述となり七七年で擱筆されている。従ってこの『年代記』は苛烈な政治的季節を生き抜いた一聖職者の、一定の立場を反映した同時代史であると言わなければならぬ。

然るにランベルトの光彩ある文体と魅力ある筆致、そして物静かな調子と一見したところでは報告に党派性の感じられないこと等の理由で、一八五四年に初めてランケがランベルトの信憑性に疑惑の眼を投げかけ、⁽¹⁵⁾ ハイニンリッヒ四世に対する彼の憎悪の念を確定するまでは、この『年代記』は、四世時代に関する最良の史料と見なされてきたと言う。

ランケ以後確定された史料としての『年代記』の限界として、私達の課題からして指摘されなければならないのは次の二点である。第一に、この史料が、専ら事件の外面的経過を具体的に、しかしあまりにも物語的に伝えることに終始して、曖昧さと誇張が眼につくだけではなく、世俗的なこと、制度的なことについては直接的、⁽¹⁶⁾ 積極的には殆んど何も語ってくれないということである。

第二に、この史料が、暴動の当事者の一方即ち都市領主たる大司教アンノに対する好意的態度と、他の一方即ち都市民衆に対する悪意と非難と嘲笑によって潤色⁽¹⁷⁾されているということである。

こうした限界があるにも拘わらず、その物語的粉飾と党派的ヴェールをはぎとって検討するならば、幾つかの重要な事実を『年代記』の中から読みとることは不可能ではないし、また読みとらなければならぬのである。しかしその読みとり方に相当の幅のある史料であることと、解釈の岐れる可能性を含んだ史料であることは、すべてのことが言われた後に、承認されなければならぬであろう。私達自身は、果して何を読みとることができるのであるうか。

(1) ケルン史の簡単な史料集として H. Planitz: Urkunden zur kölnischen Rechtsgeschichte. Köln 1934. があるが、脱稿するまでにその内容を確かめ得なかった。詳細な史料集としては L. Ennen u. G. Eckertz: Quellen zur Geschichte von Köln. Köln 1860-79. があるが筆者未見。

(2) „intra muros coloniae civitatis“ Zit. in Walter Gerlach: Die Entstehungszeit der Stadtbefestigung

in Deutschland. Leipzig 1913. S. 42.

(3) „Praeterea Agrippinam Colontiam et Bunnam civitates cum aecclesiis et aedificiis incendunt.“ Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Bd. VII. Annales Fuldenses. Berlin o. J. S. 114.

(4) „Agrippina Colonia absque aecclesiis et monasteriis reaedificata et muri eius cum portis et vectibus et seris instaurati.“ a. a. O., S. 120.

(5) Heinrich von Loesch: Die Grundlagen der ältesten Kölner Gemeindeverfassung. ZRG. GA. Bd. 53, 1933, S. 101. の特許状 (Otto III. 994 für Quedlinburg: Dipl. II, S. 566 Nr. 155) 及び マッセルマンルタ市場の建設に際して、同市場に商人法を適用する権利を都市領主に認めさせたものである。マンヌスターは „omniquè in mercatorio iure, quod antecessorum nostrorum industria Coloniae, Magontiae et Magadaburch videtur esse concessum.“ Zit. in H. Planitz: Kaufmannsgilde u. städt. Eidgenossenschaft. ZRG. GA. Bd. 60, 1940. S. 104, Anm. 2. 「同じく、明らかで、われわれの祖先の活動によって、ケルン、マインツ、マッゲデブルクに与えられた商人全体の法において」(鯖田豊之氏の訳文による) 鯖田訳『中世都市成立論』一八三頁註(14)

(6) „contignus Coloniae deprehenditur a quodam negotiatorum praeposito, et statim mancipatur

publicae. Lantbert: Vita S. Heriberti. MGH. SS. IV S. 749. (準備の手途のためこのテクニクの引用されてゐる文献を、脱稿までに確かめなかつた。手許のノートに429。)

(7) H. Planitz: Das Kölner Recht und seine Verbreitung. ZRG. GA. Bd. 55, 1935, S. 140. Ders.: Kaufmannsgilde. ZRG. GA. Bd. 69, 1940, S. 26. (鱒田説四六頁)のpraepositus negotiatorumを商人ギルドの長であるとする解釈を最初に力説したのはブラーニツである。それまでは、さうした解釈は例えはH. v. Loesch: Die Kölner Kaufmannsgilde im 12. Jahrhundert. Bonn 1904, S. 43. Walter Stein: Zur Geschichte älterer Kaufmannsgenossenschaften. Hans. Gbl. Jg. 16, 1910, S. 586, Anm. 3, によつて決定されてゐた。

(8) 例えば、ケルン商人ギルドと聖マルティン共同体の關係に於てその見解——それは、レニツの初期の所説を継承したものである——を支えるためにブラーニツの用ゐたのは、一三〇—一四〇年に作製されたと想定される「ギルド員名簿」fraternitas mercatorum gilde である。この点に関するブラーニツ説をめぐる論争については次の機会に譲る。

(9) 容易にみることにできる文獻であるが、Hermann Keugen の著作 Topographie der Stadt Köln im Mittelalter. 2 Bde. Bonn 1910, なるもの。差別つてはRichard Koebner: Die Anfänge des Gemeinwesens

der Stadt Köln. Bonn 1922, S. 50—92, を参照。
(10) 植村清之助「ケンリー四世時代の独逸——特に都市の勃興に就いて——」『西洋中世史の研究』京都昭和五年所収、増田四郎「商人ギルド起源考」前掲書所収。

(11) ランズレットに関する研究として重要なものは次の諸文献である。Leopold v. Ranke: Zur Kritik fränkisch-deutscher Reichsanalisten. Sämtl. Werke Bd. 51 u. 52. Leipzig 1888. Gerold Meyer von Konau: Jahrbücher des Deutschen Reiches unter Heinrich IV u. Heinrich V. Leipzig 1890 ff. Oswald Holder-Egger: Studien zu Lambert von Hersfeld. Neues Archiv d. Ges. f. ältere deutsche Geschichtskunde. 19, 1894. Johannes Haller: Die Überlieferung der Annalen Lamperts von Hersfeld. in Wirtschaft und Kultur. Festschrift für Alfons Dopsch. Baden b. Wien u. Leipzig 1938. Edmund Stengel: Lampert von Hersfeld der erste Abt von Hasungen. jetzt in seinem Abhandlungen und Untersuchungen zur Mittelalterlichen Geschichte. Köln u. Graz 1960. 筆者の参照したものは、ランズレットの論稿と『ドイツ中世史々料選集』第一三巻巻頭のWolfgang FritzのEinleitungである。

(12) ランズレットに於て、彼が実際にランズレットの名前を扱つたところを考証された。Stengel: a. a. O., S. 342—7.

- (13) Lampert: S. 64.
(14) Lampert: S. X. 彼がヘルスフェルトを去ったのは、皇帝側に味方する同修道院の中での政治的立場が異端者だったからである。
(15) Lampert: XII.
(16) Koebner: a. a. O., S. 100. H. v. Loesch: Grundlagen. S. 139.
(17) Elisabeth Rühmeyer: Stadtherr und Stadtbürgerschaft in den rheinischen Bischofsstädten. Stuttgart 1928. S. 141. なおランペルトが、ヘルスフェルト修道院に入る前に、当時メンベルクにいたアンノによって、聖職者になるための教育を授けられたと言われていることも、注意されてよい。Lampert: S. IX.

三

一〇七四年暴動に関する最も源泉的な史料は、事件落着後にトリアー大司教ウドに宛てて送った次のようなアンノの書簡である。

「私の都市の住民達がどんなに侮辱的な仕うちを私に對して加えたか、貴殿にはまだお報らせしていませんが、既に噂はおききになったことと思えますし、都市の周辺の人達のお蔭で、私がもとの地位に復したこ

とも御存知だろうと思います。あの連中の憎むべき思い上りを、教会法に則って、破門の剣をふるい、その日のうちに処罰してしまふべきでした。ところが私は……速やかな判決を下すことを避けてしまったのです。それなのに、不遜な輩の中の一部の者は、平和を希うこの私の心を踏みにじり、夜陰に乗じて逃亡し、もし私が……聖霊降臨の日の次の日曜日に、その連中を破門するようなことをすれば、既にやったよりもっと悪質なことをやるぞという捨てぜりふを残していたのです。」

しかしこの書簡からは暴動の経過を知ることにはできないし、また当然の事ではあるが自分の立場を一方的に正当化しようとするアンノ自身の記述からは、事件発生の原因となった諸事情を窺う手がかりは全く得られない。従ってより詳細な、そして多少なりとも事件から距離をおいているランペルトの叙述⁽²⁾を検討しなければならぬのであるが、既に『年代記』⁽³⁾当該個所の抄訳が植村博士の麗筆によって与えられているので、ここでその全訳を試みる必要はないであろう。以下、暴動の経過の概略だけをあとづけるにとどめる⁽⁴⁾。

一〇七四年四月二〇日のこと、アンノは、親友のミュンスター司教を復活祭に招待していたが、司教が帰任する便のため、船の徴用を家士達 *domestica negotia* に命じた。ところが、家士達があらゆる船を綿密に調査した上で徴用しようとした商船の番をしていた、その船の持主の使用人達はそれを拒絶し、主人に事の次第を急報した。この豪商の息子が仲間の青年と使用人をひきつれて現場に駆けつけ、大司教の家士達、更には急をきいて姿を現わした都市代官 *advocatus urbis* を追ひ払うに及んで、騒動は大司教の耳にも達し、激怒したアンノは嚴重な処罰を以て望むという態度を示した。

これで騒ぎは一応静まったのであるが、件の若者はアンノへの徹底的反抗を叫んで町中で煽動を続け、町の有力者達 *primores civitatis* は計画を練り、一般大衆 *vulgus* は新奇なることを求めて荒れ狂い、不穏な動きが進行していたにも拘わらず、アンノは事態の切迫をよく知らず、聖ゲオルギウスの祝日(四月二三日)に試みた説教の中で、悪魔の誘惑にのらないよう聴衆に呼びかけただけであった。然るにその日の夕刻、民衆の昂奮は遂に暴動となり、民衆は町のあらゆる部分から *ex omnibus par-*

tibus 集って、アンノがミュンスター司教と会食していた大司教邸館を襲撃した。アンノは従者に扶けられて聖ペトルス教会に難を逃れ、応急措置を講じて同教会の守りを固めたが、それとは知らない民衆は邸館、次には礼拝堂に乱入して乱暴狼籍の限りを尽し、遂にアンノと覚しき一人の男を発見してこれを殺害した。やがて人違ひを知った民衆は、今度はペトルス教会を包圍して大司教の引渡しを要求した。既に時刻は夜半に達し、あたりが真の闇夜に包まれたのに乗じ、アンノは側近に勧められて逃亡を企てた。ペトルス教会から狭い通路が宿泊寮 *domitorium* に通じてい、寮から次の間を通過して、周壁に接して建っていた或る司教座聖堂参事会員の家に出ることができるようになっていた。アンノは、この男が二、三日前に彼の許可を得て周壁に設けておいた抜道を伝って市外に脱出、従者の用意した馬でノイスを目ざして落ち延び、途中でミュンスターの司教と落ちあった。

翌朝になって大司教の家士達は守りをして民衆の侵入を許した。アンノの逃亡を知った民衆は、腹いせに乱暴を働く一方、都市の防備を固めるために多数の武装者を周壁に配置するとともに、ケルン⁽⁵⁾のために、そして国

王自身の恥辱を雪ぐために、今や無主の都市となったケルンに急ぎ入城しようハインリッヒ四世に勧めるため、若干の若者を派遣した⁽⁶⁾。

他方ケルンを脱出したアンノは、彼に対して忠実な、周辺四乃至五哩 *per quatuor vel quinque miliaria circuncunquaque* の民衆に擁せられて、脱出四日目の二六日にはケルン奪回を目ざして同市に接近した。到底勝ち目のないのを見てとった民衆はアンノに対して使者を派して贖罪を誓った。アンノは、自分をその邸館から追放したすべての者、流血によって教会の神聖を汚したすべての者、ペトルス教会を襲撃したすべての者を司教罰令権によって処罰すべく、ゲオルギウス教会(周壁外)に出頭せしめたが、翌二七日改めてペトルス教会に出頭せよと命じて一旦彼等を周壁内に帰し、自分はゲレオネス教会で一夜を明かした。それに先立って、農村住民 *provinciales* のケルン民衆に対する暴行を慮って彼等を入城させずに帰し、民衆の再度の叛乱を抑えるのに充分と思われるだけの手兵を入市せしめた。そのため、その夜六〇〇人またはそれ以上の豪商 *sexcenti aut eo amplius mercatores opulentissimi* がケルンを脱出、国王の許に仲介を懇請す

るため赴くことができた。

二七日になって入市したアンノは、それから三日の間、他の者達 *caeteri* が命令を守って出頭するのを待ったが一向に実行されないの、大司教の家来達 *milites* はアンノに無断で苛酷な報復の挙に出、暴行・掠奪を行なったほか、暴動を煽動したあの豪商の息子 *alms supramemorati mercatoris* と若干の者 *pauci alii* が眼をくりぬかれ、多くの者 *nonnulli* が笞刑・剝刑にあい、すべての者 *omnes* が重い罰金を課せられ、その上、今後、助言と行動によってその能力の及ぶ限り、大司教のために誰人の暴力に対しても都市を防衛することと、逃亡した連中が大司教に贖罪するまでは、彼等を永久に最も悪質な敵と見なすことを、誓約せしめられた⁽⁸⁾。

このようにしてガリア大都市の中で最も人口多く、マインツに次ぐ重要都市であったケルンは、急速に、そして殆んど完全に荒廃するに至ったのである。

大要以上の如きがランペルトの伝える暴動の顛末であるが、私達の見逃すことのできないのは、事件の報告に附随して述べている当時のケルン商人についての彼の観察である。暴動の首謀者であるあの富裕商人の息子につ

いて、

……大胆なことで、また腕力のあることで、衆にぬきんでていた。そしてその器量の故と町の有力者達との姻戚関係の故に、彼は町の多くの人々に非常に愛され、また人気があった。⁽⁹⁾

とランベルトは書いている。又この青年が、

大司教の傲慢さと冷酷について……大司教が実に屢々法に反することを命令し、実に屢々尊敬すべき市民を破廉恥極まる言葉で罵倒したことに……⁽¹⁰⁾

声高く叫んでまわった時、この呼声に応じて立上った彼の仲間について、

こうした類の連中は、風に舞う木の葉のように、どっちの方へでも飛んでいく。何故ならば、幼少の頃から享樂的な町の生活の中に生い育った彼等は、武事については何等の経験も有たないのであるが、商品売ったあとで開かれる酒宴の際に、軍事上のことについて談じあう習慣があり、自分達の考えることは何事も、それについて論ずるのと全く同じ位に、容易に実行できるものと信じていたからである。⁽¹¹⁾

という觀察をランベルトは記している。

(1) Koebner: Die Anfänge. S. 100 f. アンノはマインツ大司教ジークフリートにも同内容の書簡を送っている。

Koebner: a. a. O., S. 101.

(2) 勿論、史料としての源泉性はアンノの書簡の方が大きい。ランベルトがこの書簡の内容を知っている、且つこれを利用してゐることに關する考証については、Koebner: a. a. O., S. 101 f. を参照。

(3) 植村『西洋中世史の研究』三五四—五頁。なお、Koebner: a. a. O., S. 94—100. L. Eunen: Geschichte der Stadt Köln. I. Band. Köln u. Neud. 1863. S. 329—

35. にも『年代記』に基づくかなり詳細な叙述がある。

(4) Lampert: S. 236—48. なお、テキスト解説に當つて Adolf Schmidt による独訳を參考にした事を附記して置く。

(5) „……ad tuendam urbem animos vertunt armantque multitudinem circumquaque per propugnacula disperunt.“ a. a. O., S. 242.

(6) „Preterea iuvenis impigros citato quantum possent gradu ad regem ire iubent, nunciare ei quae gesta fuerant et suggerere, ut quantocius veniat vacantem expulsio archiepiscopo civitatem occupare; in eo veritas saluam civitatis et ipsius utilitatem maximam, ut grandia molientem de vindicanda iniuria sua archiepiscopum anticipare conetur.“ a. a. O., S. 244. 前節

(11) 註者た Meyer von Knonau S. Lampert-Kritik

はこの叙述に信憑性を認めないなら。それに対してケーナーが、ウツ宛の書簡にみえる「逃亡者の遺した脅迫にアンリッヒ四世との結びつきが暗示されている」として批判しているのは、ケルン民衆と四世との結びつきを一般的に指摘している限り出づろ。Koebner: a. a. O., S. 97, Ann. 2. ウツ宛の書簡に見える逃亡者が暴動鎮圧後のそれであることは断わるまでもないであろう。

(7) „……eos qui pontificem sede propria expulissent, qui aecclesiam homicidio polluisent, qui templum sancti Petri hostiliter impetissent……episcopali ban-no ad satisfactionem vocavit.“ Lampert: S. 246.

(8) „……insutrandum dare compulsi, quod deinceps archiepiscopo civitatem contra omnium hominum violentiam, quantum consilio et armis possent, vindicaturi essent et eos qui ex urbe profugerant, quoad digne archiepiscopo satisfecissent, semper pro infestissimis hostibus habituri.“ a. a. O., S. 248.

(9) „……non minus audacia quam viribus excellentum et tum propter generis affinitatem, tum ob metra sua primoribus civitatis maxime carum et acceptum.“ a. a. O., S. 236.

(10) „……seribat de insolentia et austeritate archiepiscopi, qui totiens iniusta preciperet, totiens innocentibus sua adimeret, totiens honestissimos cives procastimis verbis inoesseret.“ a. a. O., S. 238.

(11) „Nec difficile fuit id hominum genus in omne quod velles tanquam folium quod vento rapitur transformare, quippe qui ab ineunte aetate inter urbanas delicias educati nullam in bellicis rebus experientiam habebant, quique post venditas merces inter vina et epulas de re militari disputari soliti omnia quae animo occurrissent tam facilia factu quam dictu putabant……“ a. a. O., S. 238.

四

以上の略筆によつては、例えば商船の徴用を拒絶された時のアンノの激怒と脅迫、ケルン脱出後に彼が周辺農村の民衆に支持された事情、多数の豪商が逃亡した後の民衆に対する報復等を叙述する場合には見られる、アンノの性格・態度・立場に対するランベルトの寛大で弁護的な調子と、暴動を起した民衆の側に対して常に用いる悪意ある嘲笑的表現とを伝えることはできなかったが、無論、両者の衝突を抽象的に性格の善悪の問題にすりかえること或は行為の是非の問題にこだわりすぎることは、⁽¹⁾私達の課題を追究する上で些かも役に立たない。ケルンの商人達がかねてからアンノの支配に不満を抱

き、その圧迫に屈辱を感じていたことは、暴動の首領であるあの青年が仲間を糾合するために呼びかけた際の言葉から窺うことができるが、問題なのは、アンノの圧迫とそれに対する商人の反感がどういふ事情に由来し如何なる意識に支えられていたのか、ということである。

今日ドイツ学界で一般にウィクという学術語で呼ばれている地区に定住した遠隔地商人は、本来、国王の保護 *Munt* をうけ国王によって特許せられた商人法に遵って生活する者であり、都市領主の隷属民ではなかった。⁽²⁾ 然るに、その間の事情を立入って論ずる余裕は既がないが、叙任権争議を背景とするハインリッヒ四世の治世に、王権の動揺と表裏してオットー諸帝以来の聖界都市領主権の強化過程が極限に達し、国王に直結する自由民としての商人の地位が、両者の間に介在する都市領主によって脅かされるに至っていたのである。⁽³⁾ アンノが商人の持船を徴用しようとしたのは、商人を自己の隷属民と観るこうした都市領主の態度の現われであり、そしてそれを不法なものとしてはねかえそうとする商人の抵抗は、彼等がもと国王の保護民 *Muntleute* であるという法意識によって支えられていたのである。もっとも、嘗

てプラーニッツの紹介し、最近エンネンの援用しているルートヴィッヒ敬虔王時代の商人特別法の一つが、アンノの要求をケルン商人が拒否した法理的根拠であると措定することは、彼等がこの条文をそれとして知っていたことの証明がなされない限り、あまり意味があるとは言えないのであるが、とまれ国王と商人の結びつきは、当時ケルン民衆を救援する実力をもっていたとは考えられないハインリッヒ四世に、事件に介入することを二度までも懇請している事実の中に、また、前年一〇七三年、苦境に陥った四世を支持すべく司教を追放したウォルムス民衆の暴動の先例が、ケルン民衆の心理に大きく作用したのであるうという、ランペルトの繰返し指摘している事実の中に、はっきりとこれを看取することができる。⁽⁴⁾

このように、既にかんりの期間、大司教と商人の間には険悪な空気がただよつてい、言わば一触即発の情況にあったことはランペルトの記述からも窺うことができるのであるが、しかし実力行使とそれに応ずる対抗措置の準備が実際に進められていた事実は少なくともこの史料からは読みとることができない。そうした準備が進められていたと考えるシュタインバッハも具体的な事実を挙

げて主張している訳ではない。⁽⁹⁾ 大司教側の準備として指摘できるかもしれない唯一の事実であるあの抜道設置も、民衆の大司教邸館を襲撃する二、三日前 *ante diem cos dies* 即ち商船徴用をめぐる紛争が発生してから以後の事に属する。民衆の側も同じであって、日頃の不満は不満として鬱積していただけであることは、都市領主の反撃の前に、その勃発の突如であったように暴動の鎮圧もまた忽ちのうちであった事実が、何よりも雄弁に物語っている。⁽¹⁰⁾

このように一〇七四年暴動は、都市領主支配に何等の楔もうちこむことができなかったばかりではなく、その無惨な挫折によって、仮令一時的にせよ、⁽¹¹⁾ 民衆の経済的發展をさえ頓挫せしめた。この意味では一〇七四年暴動は確かにエピソードィッシュな性格が強かったと言つてよい。しかしながら、王権に直結するという法意識を抱く遠隔地商人が一般大衆を味方に引入れて、実力によって反抗権 *Widerstandrecht* を行使したこの暴動は、一時的にもせよ都市民衆の統一意識を昂揚した事件として、都市ケルンにおけるヘルシャフト的要素とそれを排除して市民の自治組織を確立しようとするゲノッセンシャフ

ト的要素との対抗関係が初めて明確に、そして——ケルンの場合には——暴動の形をとって、現われた事件として、ケルン都市共同体成立過程の中に位置づけることができるというのが、本稿での私達の主張なのである。

けれども、こうした位置づけを私達が主張し得るためには、嘗てヴァインターフェルト、レッツシュ等によって、また最近ブライニッツ批判の形でシュタインバッハ、エンネン等によって夫々提出されている、私達の主張に対する異論と対決しておかなければならない。後者についての詳細は別の機会に譲るほかはないが、⁽¹²⁾ 前者について、再び『年代記』にたちかえりつつ、紙幅の許す限り、検討を試みておきたいと思う。

ヴァインターフェルトは、ランペルトの伝えるこの事件の中に「市民層の自立性をはっきりと」読みとることができるとする主張を早くから繰返しているが、⁽¹³⁾ レツシュはこの見解をうけつぎ、次の諸点を指摘して都市共同体早期成立説の支柱としている。即ち第一に、一〇七四年四月に、恐らくミニステリアーレンによって構成されていると考えられる、都市領主の常備軍の存在がランペルトの『年代記』からは読みとることができないし、暴動

鎮圧後にアンノが常備軍を編成した様子も見られない。却ってケルン民衆に「今後、助言と行動によってその能力の及ぶ限り、大司教のために、誰人の暴力に対しても町を防衛しなければならぬ」という誓約を強制している。この事實は、事件落着後の都市防衛権を民衆に委ねたことを意味するものであり、更には、暴動勃発当時既に都市の防衛が市民の義務に権利であったという推定を支えるものである。第二に、商取引の済んだ後で商人が好んで武事を話柄とし、自分達の戦闘能力を過信していたという、あのランベルトの叙述は、その表現から嘲笑的色彩をとり去るならば、暴動当時ケルン民衆が自主的な軍事組織をもっていたことを証明するものである。第三は、*primores* の行なったという、あの「愚かなる計画」*inepta consilia* である。ケルン民衆の間にそうした自主的な軍事組織の存在が認められるとすれば、当然そこにはそれを可能にする自治組織の存在することが前提されなければならない。*inepta consilia* は、そうした自治組織の中核としての都市共同体公庁の決議に他ならないのである。⁽¹⁴⁾

確かにこれは大胆で鋭い史料解釈である。けれども、

暴動勃発時に都市領主側には常備兵力が全くなかったであろうか。ランベルトの叙述が明確ではないし、アンノが逃亡しなければならなかったことは事實であるが、民衆の襲撃を翌朝までもち耐えたペトルス教会での都市領主側の防戦は、アンノに兵力が全く欠けていた訳ではなかったことを暗示してはいないだろうか。またアンノが農民軍を農村に帰した後に入市させた先遣隊の存在は何を意味しているであろうか。ケーブナーの想定するように兵力が弱体であったことと、⁽¹⁵⁾ レッシュの主張するように全く存在しなかったことは、この場合、意味が全く違う筈である。暴動鎮圧後に大司教が民衆に強制したあの誓約は、都市防衛が市民の共同体権利として再確認されたことを意味するものではなく、却って都市領主が都市を自己の所有物であると観る立場からその軍事指揮権の所在を明確に宣言したものと見るべきであろう。⁽¹⁶⁾ 武事に対する商人の関心についてのランベルトの報告に関しては、⁽¹⁷⁾ レッシュと別様の私達の解釈を後に提示するとして、ここではもう一つ、市壁に拔道をつくるのにアンノの許可が必要であったという、あの事実を指摘しておきたい。この事實は、暴動勃発当時、都市防衛権の

中核である都市周壁の築造・改修権が都市領主の掌握するところであったことを示している、と言ってよい。

このように考えてくるならば、「有力者達の愚かなる計画」に共同体的都市公庁の存在を読みとろうとするのは、主張に些か急な解釈の行きすぎではあるまいか。もし、レッシュの言うように、都市領主制と対等乃至は対等に近い立場で都市共同体が併存していたのであるならば、持船を徴用されようとしたあの商人は、その不法要求に対して、何故⁽¹⁷⁾共同体機関を通して交渉による抵抗を試みなかったのか。結論として、都市ケルンにおける権力の法的把持者はこの時期には大司教のみであり、それゆえケルン全市域を包含する共同体は、少なくともヴィンターフェルト⁽¹⁸⁾とレッシュの説くような形では存在していなかった、と言ってよい。それでは、一〇七四年四月という時点で、民衆の側には如何なる組織も存在しなかったのではあるうか。そうではない。たとえ脆くも挫折したとは言え、一週間にわたる大衆行動が、全くの烏合の衆によって展開されたとは考えられない。『年代記』は、ケルン民衆に *primores* と *vulgus* の二つの層が存在したと、暴動に際してこの二つの層が指導⁽¹⁹⁾同盟の關係

に結ばれたこと、を伝えている。今までに検討したように、この二つの層が事件の発生する以前から単一の組織を構成していたことは考えられない。又、*vulgus* だけの組織があったとも考えられない。しかし *primores* の間には常設的な組織があったのであり、あの *inopia consilia* に常設的組織をかぎとった限りでは、レッシュの指摘はまことに鋭いと言わなければならない。しかしその実体は共同体的都市政庁ではなく、商人ギルドであったというのが、私達の考えなのである。

primores の実体は遠隔地商人に他ならない。ケルンの所謂 *Reihvorstadt* に多数の遠隔地商人が定住し、旺盛な商業に従事していたことは、アンノの家士が多数の船を調査した上で徴用船を決め、その船に積んであった商品の荷おろしを命じた事実⁽¹⁹⁾によって、また暴動挫折後に六〇〇人以上と言われる豪商が逃亡した事実⁽²⁰⁾によって、確定することができる。そしてこれら豪商達が、ランベルトの伝えているように、姻戚關係によりかなりの範囲にわたって相互に結合しケルン民衆の上層を形成していたばかりではなく、商人ギルドの組織をもっていたことは、第二節で引用した『聖ヘリベルトゥス伝』の一節

が、そして又、ケルン商人が商取引のあとで酒食をともし、しかもその際に好んで武事を談じたという、あのランベルトの記述が立証している⁽²¹⁾。即ち、レッシユが共同体的な市民の軍事組織を想定したところに、私達は、武装能力をもった定住商人の *Notgemeinschaft* としての商人ギルド⁽²²⁾の存在を認めるのである。

このように、*vulgis* を含まずに、*primores* の間だけに、仲間の一人の利害を仲間全体の利害として受けとめる意識と、その意識に支えられると共にその意識を培う組織が存在したのである。この組織こそ、あの「愚かなる計画」を練り、*vulgis* を煽動して味方に引入れた、一〇七四年暴動の主役だったのである。さればこそ、都市領主側は、確たる目撃者がいなかったにも拘わらず、暴動を鎮圧した後に、「六〇〇人以上」の中心勢力が逃亡した後に残った事件の首謀者数人をその眼を抉りとする極刑に処し、「多くの者」を管刑・剝刑に処し、「すべての者」に罰金を課するというように、⁽²³⁾ 刑罰に軽重をつけることが可能だったのである。

ランベルト『年代記』を手がかりとする本稿での私達の考察は、以上でほぼ尽きる。しかし本稿のテーマと関

連して私達の追究しなければならない問題は、なお数多く遺されている。*primores* の呼びかけに応じた *vulgis* の実体は、一体何であったのか。何故に *vulgis* は *primores* の煽動によってその指導下に入ったのか。この二つの層の結びつきを必然ならしめる事情が背景にあったのか、否か。

暴動の牽引的勢力であった *primores* の組織は、本稿で私達が一応措定したように、商人ギルドであったのか。それとも商人ギルドとからみあいながらも商人の定住地区に根をおろしていた別種の組織であったのか。この二つの団体の関連はどのようなものであり、二つの団体を峻別することに果して意味があるのか、否か。

民衆の定住地区に根をおろしたそのような組織は、ウイクだけに存在したのか。それとも亦、たとえ一時的にせよ、そしてまた *primores* の指導の下におけるにせよ、市民全体の統一行動を可能にした何等かの組織が、何等かの地区——例えば教区——を単位として、地域全体に分立していたのであるか、否か。

primores を中心とする市民勢力と対抗関係にたつ都市領主制の実態はどのようなものであったのか。強化された管

の都市領主権と、暴動によって露呈された都市領主支配機構の無能・弱体とは、如何にして整合的に理解できるのか。ケルン周辺四―五哩の地域の農民がアンノを熱狂的に支持したのは何故か。それは、大司教としてのアンノに対する関係においてなのか、それとも都市領主としてのアンノに対する関係においてなのか。この地域は、都市領主制と関係があるのか、否か。都市共同体とも関連があるのか、否か。
すべては、今後の課題に属する。

- (1) 勿論史料批判的動機に過ぎるものではあるが、Koeber: *Anfänge*, S. 101―3 には若干の傾向がみえる。
- (2) H. Plinitz: *Kaufmannsgilde*, S. 19―22. Ders.: *Frühgeschichte*, S. 47 ff. Ders.: *Die deutsche Stadt im Mittelalter*, S. 72―5.
- (3) 増田四郎『中世北欧商業の展開』『独逸中世史の研究』東京昭和一八年所収及び植村清之助前掲論文に的確な説かれている。就中参考られた。
- (4) Plantz: *Kaufmannsgilde*, S. 14―7. Ders.: *Frühgeschichte*, S. 50 ff, 64 ff, 85 ff. Ders.: *Die deutsche Stadtgemeinde*, S. 13 ff. Ders.: *Die deutsche Stadt*, S. 98 ff.
- (5) Plantz: *Handelsverkehr und Kaufmannsrecht*

in fränkischen Reich, in *Festschrift für E. Heymann*, Weimar 1940, S. 188. 但し筆者未見。

(6) E. Emen: *Die Bedeutung der Kirche*, S. 63.

(7) „neque naves eorum quasi pro nostro servio tollere.“「そして又、彼等の持船を朕の用事のために徴用するが如きことがあってはならない。」史料の正確な所在は確かめることができなかった。

(8) „Id magis venit in suspitionem, quod, cum celebre apud omnes esset nomen Wormaciensium, pro eo quod regi fidem in adversis servassent et episcopus rebellare temptantem civitate expulissent, Colonienses pessimum exemplum emulati suam quoque devocionem insigni aliquo factiore regi gratificare vellent.“「それよりは、逆境にあった國王に忠誠を守り謀反を企てた司教を都市から追放したことでウォルムス民衆の名前が世に喧伝されてきた時に、ケルン民衆もこの極悪非道の例に倣って、同様に人眼につく何らかの行為によって、國王の為に尽そうとしたものと考えられる。」Lampert: S. 238. „Preterea in mentem veniebat Wormaciensium insigne preclarumque facinus, quod episcopum suum insolentius agere incipientem urbe expulissent,…….“「その上、ウォルムス民衆の世にかくれなき行為が思ひ起されていた。即ちウォルムス民衆は、倣傲の振舞を始めた司教を、その町から追放してしまつたのである。」a. a. O., S. 238.

- (9) F. Steinbach: Stadtgemeinde u. Landgemeinde. S. 13—14.
- (10) E. Rüttimeyer: Stadtherr u. Stadtbürgerschaft. S. 140—41. (この点を指摘しよう)
- (11) 一年後の復活祭(一〇七五年四月五日)に死期の迫ったアンノは、逃亡商人の罪を許し、没収財産を返還した。そのため、ケルンは再び暴動前の繁栄に立ちかえることができた。„……non solum communionem aecclesiasticam, sed etiam bona sua omnia, quae direpta fuerant, benignissime restituit……civitas liberata est solitudine.“「破門を解しただけではなく、彼等から没収した財産をすべて返還した。……都市〔ケルン〕は荒廃から解放された。」Lampert: S. 340.
- (12) さし当って、エンネンの批判に関連しては、第一節(3)に挙げた鱈田氏邦訳書のすぐれた訳者解説を、シュタインバッハの批判に関連しては、第一節(6)に挙げた林氏の鋭い書評を参照されたい。ここではただ、プラーニッツとエンネンIIシュタインバッハの間にもみられる最も根本的な対立と、私達の見通しだけを述べておきたい。
- プラーニッツとエンネン特にシュタインバッハの所説の対立の根底には、前者の、中世都市制度史に都市領主時代と都市共同体時代を区別し、都市領主支配を排除しつつ自治的な市民の法的・政治的・外交的・経済的生活共同体を下から遅くつくくりあげていった解放II建設運動と、その運動を推進した社会層並びにその組織に、何よりも力点を

きく問題追究の態度と、後者の、後に確立されるそのような都市共同体に最初から言わば外形的な枠を与えていたと措定される共同体的組織が都市領主制とからみあって併存していたとし、都市領主時代に溯って都市共同体の源流を論定することによって、その間に制度形式の連続現象を確認しようとする問題処理の態度——その想源はヘロウにある。(Ennen: Frühgeschichte, S. 171. Steinbach: Stadtgemeinde, S. 44 ff. なお、 romano 中世都市成立論に對する方法的批判を、Hans Nabholz: Die Anfänge der hochmittelalterlichen Stadt und ihrer Verfassung als Frage der Forschungsmethode betrachtet. Bericht über d. konstituierende Versammlung des Verbandes österreichischer Geschichtsvereine in Wien von 21. bis 24. Sept. 1949. Wien 1950. S. 11—31 が一見識を示しているが、脱稿までに書名を確め得なかった。)——の対立がある、と私達は考える。

確かに、正しくもエンネンの批判するように(Ennen: a. a. O., S. 179) プラーニッツの中世都市成立論には、都市領主支配に對する都市民衆の解放運動とその組織の意義の一方的強調が見られる。けれども、エンネン特にシュタインバッハのように、都市共同体の外形的骨格だけを溯及的に追究することが、仮に研究視野を法制史の領域に狭く限定するにしても、果して正しい問題把握の仕方であるうか。私達は疑念なきを得ない。外形的な枠の中で進行する

生活内容の歴史の変貌——シュタインマンの強調する「フランク時代の裁判共同体」(Steinbach: *Ursprung*, S. 283.) からプラニーニツの言う権利能力・行為能力をもつ法人格としての完成された都市共同体への発展、ヘンネンの主張する都市共同体の第一段階から第二段階への発展 (Ehnen: a. a. O., S. 210.) ——の把握こそが、そして更に言えば、この生きて動く歴史の中から生れでてくる西ヨーロッパ中世都市の特質の理解こそが、すぐれて私達の課題なのである、と考える。

さし当り全くの見通しにすぎないが、都市制度を中心にみた中世ケルンの歴史的發展は、都市領主制の要素と都市共同体的要素の対立と協働 *Gegensatz u. Zusammenwirken* (Koebner: a. a. O., S. 94.) の相に於いて、その厳密には、都市領主制によって定礎された外形的骨格の中でのヘルンマンの要素とゲノマンマンの要素の押しあひの形におらうて、進行したものととして把握すべきであろうと思われる。一一二年の *conjuratio pro libertate* 確立後も、この押しあひが続いた事実を、特に強調しておきたいと思う。

過度の単純化がもたらした難点を含みながらも、こうした基本的な分析視角を確立した点にこそ、プラニーニツ説の意義があると言つてよい。

(21) Luise von Winterfeld: *Neue Untersuchungen über die Anfänge des Gemeinwesens der Stadt Köln*. *VS-WG*. Bd. 18, 1925, S. 11 f. *Dies.*: *Gottesfrieden und*

deutsche Stadtverfassung. *Hans. Gbll.* Jg. 32, 1927, S. 50 f.

(41) H. v. Loesch: *Die Grundlagen der ältesten Kölner Gemeindeverfassung*. *ZRG. GA*. Bd. 53, 1933, S. 138—40.

(51) Koebner: a. a. O., S. 108

(91) Koebner: a. a. O., S. 167. Rüttimeyer: a. a. O., S. 126—7. ケルン民衆が「町から逃亡した連中が大司教に贖罪するまでは、彼等を最も悪質な敵と見做す」ことの宣誓を同時に強制されていることを考えると、都市防衛は民衆の共同体的権利であるよりも、むしろ懲罰的義務だったと評える。

(11) Koebner: a. a. O., S. 110—11. その言葉を引くところ。

(81) Koebner: a. a. O., S. 112.

(91) „*Lustratis perspectisque omnibus*……“ *「たゞこの船を調査し吟味した上は……」*, *eiectis mercibus*, *quas habebat*……“ *「それが積んで置いた商品をきこやせ……」* Lampert: a. a. O., S. 236.

(20) ピレンヌの指摘をまづまでもなく、六〇〇人という数字は誇張である。Henri Pirenne: *Le mouvement économique et social au moyen âge du XI^e au milieu du XV^e siècle*. dans *Histoire économique de l'Occident Médiéval*. Bruges 1951. 堀田・小杉・高村他共訳『中世ヨーロッパ経済史』東京昭和三十一年四四頁。『シュマン中世

史々料選集』版『年代記』の校註は、精々六〇人であると
している。Lampert: S. 248, Ann. 1.

(21) この時期の商人ギルドの本質をどう見るにしても、共
同宴飲、復讐と相互扶助の義務、死者の共同供養等がこの
時期のギルドの主要機能に数えられることは諸多のギルド
規約が明示している。Planitz: Kaufmannsgilde. S. 22
—5. Eppen: Frühgeschichte. S. 66—70. にみられる商
人ギルドのゲルマニスト的解釈に対する批判として、増田
四郎「商人ギルド起源考」『西欧市民意識の形成』所収が
ある。就いて参照された。

(22) Steinbach: Stadtgemeinde. S. 17.

(23) この点で、ケープナーは私達よりも更に徹底した解釈
を示している。即ち、暴動鎮圧後に処罰された者は、『年
代記』に *caeteri, omnes* と記されているが、実は *primos*
だけが *vulgus* は含まれていなかった、と彼は考えて
いる。Koebner: a. a. O., S. 104—7. しかしそこで展開さ

れている彼の史料解釈のすべては、四月二三日夜から二四
日朝にかけて、大司教邸館および聖ペトルス教会に乱入し
たのが *primos* だけであるという解釈を前提とし、そし
てこの解釈は、四月二三日にアンノが危険の切迫を知らず
にいたことを論拠として同日夕刻の邸館乱入が潜かに準備
された少数者の奇襲であったと推定する、その推定に支え
られるものである。ケープナーの警告にも拘わらず、四月
二〇—二三日の間に「ランネルトが」*Conferunt primos*
inepta consilia, saevit vulgus intemperans novarum
rerum studio et per totam civitatem spiritu diabolico
raptatum ad arma conclamat (Lampert: S. 238.)
記しているそのままの動きがあったと私達は解釈する。一
般大衆が大司教脱出後に初めて *primos* の下に馳せ参じ
たとは考え難い。

(一九六二・四・三〇) (南山大学講師)